

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	61 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	56 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	30 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和49年10月に結婚し、区役所で婚姻届を提出した日に国民年金の加入手続を行った。夫婦二人分の保険料は、当時、私は兄が経営する店の社員であったので、私が別の会社に就職して厚生年金保険に加入するまで、兄がすべて納付してくれていた。

申立期間だけが夫婦共に未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立人夫婦の保険料については、すべて申立人の兄が納付してくれていたと申し立てしているところ、夫婦の納付記録をみると、申立人は、国民年金の加入手続が行われたとみられる昭和49年10月時点において現年度納付が可能であった同年4月以降、申立人の妻は、妻が結婚前に会社を退職した同年7月以降、それぞれ申立人が平成5年2月に厚生年金保険に加入するまでの約19年間にわたり、ともに申立期間を除き、保険料を完納していることから、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の兄の納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立人の兄も同様に申立期間は未納となっており、申立人夫婦及び申立人の兄の特殊台帳を見ると、ともに申立期間に対し昭和51年度に未納の催告が行われたことを示す「51 催」のゴム印が確認できるものの、申立期間は3か月と短期間である上、その前後の期間は保険料を現年度納付しているほか、申立人は、申立期間当時は申立人の兄が経営する店の経営状況は順調であったと陳述していることなどを踏まえると、納付意識の高い兄が、未納の催告を受け、申立期間の保険料を過年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和49年7月に会社を退職後、すぐに市役所へ行き国民年金の加入手続を行った。同年10月に結婚してからは、店を営む夫の兄が、夫が別の会社に就職して厚生年金保険に加入するまで、夫婦二人分の保険料をすべて納付してくれていた。

申立期間だけが夫婦共に未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、申立人夫婦の保険料については、すべて申立人の夫の兄が納付してくれていたと申し立てしているところ、夫婦の納付記録をみると、申立人は、会社を退職した昭和49年7月以降、申立人の夫は、国民年金の加入手続が行われたとみられる同年10月時点において現年度納付が可能であった同年4月以降、それぞれ夫が平成5年2月に厚生年金保険に加入するまでの約19年間にわたり、ともに申立期間を除き、保険料を完納していることから、夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫の兄の納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立人の夫の兄も同様に申立期間は未納となっており、申立人夫婦及び夫の兄の特殊台帳を見ると、ともに申立期間に対し昭和51年度に未納の催告が行われたことを示す「51 催」のゴム印が確認できるものの、申立期間は3か月と短期間である上、その前後の期間は保険料を現年度納付しているほか、申立人は、申立期間当時は申立人の夫の兄が営む店の経営状況は順調であったと陳述していることなどを踏まえると、納付意識の高い夫の兄が、未納の催告を受け、申立期間の保険料を過年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

昭和48年6月に結婚して以来、私が夫婦二人分の保険料を区役所で一緒に納付していた。申立期間は、夫が保険料を納付しているため、私も納付しているはずである。

また、申立期間前の昭和48年5月及び同年6月の保険料も未納となっていたが、社会保険事務所(当時)で調査してもらった結果、納付済みに記録訂正された経過もあるので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和43年7月に国民年金の資格を取得して以降、申立期間を除き、60歳期間満了まで保険料を完納し、48年6月に結婚以来、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫も、結婚後は60歳期間満了まで保険料を完納しており、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人のオンライン記録をみると、申立てどおり、申立期間前の昭和48年5月及び同年6月の保険料は、平成20年5月に未納期間から納付済期間に記録訂正されていることが確認できる上、申立人の夫についても、申立期間は、当初、未納期間とされていたところ、所持する当該期間(昭和48年10月から同年12月まで)の領収証書により、19年12月に納付済期間に記録訂正されるなど、申立期間当時における行政側の記録管理に不備があったことをうかがわせる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、前後の期間は申立人の夫と共に納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで
昭和45年*月に長男が生まれたころ、私が、A区役所B出張所へ行って、夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。
加入手続後の夫婦二人分の保険料については、いつも妻が私の分と一緒に納付してくれていたはずであり、私の分だけ未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、妻が納付してくれていたはずであると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年11月11日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、納付記録が始まる昭和45年4月以降、申立期間を除きすべて国民年金保険料は納付済みとなっている上、58年4月から厚生年金保険被保険者となる前月の平成8年7月までについてはすべて前納するなど、納付を担っていた申立人の妻の納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付している。

加えて、申立期間の妻の国民年金保険料は納付済みとなっており、納付意識の高かった申立人の妻が、自身の保険料を納付しながら、申立人の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月まで

昭和 59 年 1 月から自営業を始めた前後の当時、国民年金保険料について、夫婦で免除を受けていたが、その後は仕事も順調になったので、60 年 4 月からは保険料を納めることができるようになった。

昨年、年金記録が届き、免除月数が夫より 21 か月も多かったので調査してもらったところ、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までは納付済みで、同年 7 月から再び免除となっていたが、免除申請の手続を行った記憶は無い。

夫は納付済みであるのに、私の分だけ免除とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、免除申請の手続を行った記憶は無く、保険料を納付したはずであると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 3 月 10 日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人の夫に係る納付記録をみると、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間当時の夫の確定申告書控えを見ると、所得は年々増加しており、経営状態は順調であったことが確認でき、夫婦二人分の国民年金保険料を納付することが困難な状況にはなかったと認められ、申立期間について申立人のみ免除申請をするはずはないとする申立人の陳述に不自然さはない。

加えて、納付記録をみると、申立人の昭和 58 年 7 月及び同年 8 月の保険料について、当初は未納とされていたものの、60 年 10 月 8 日に納付済みに記録訂正されているなど、行政側の記録管理に事務的過誤が確認され、申立期間の納付記録についても何らかの事務的過誤があった可能性が否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月30日から同年10月1日まで

ねんきん特別便によると、A社に勤務していた期間のうち、同社C支店から同社D支店に異動する際、同社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和27年9月30日、同社D支店における被保険者資格の取得日が同年10月1日とされており、被保険者期間に1か月の空白が生じている。

A社C支店から同社D支店への異動は、同じ社内での転勤であり、退職したのではない。

B社に発行してもらった「職歴証明書」により申立期間中の継続勤務が確認できるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された申立人に係る「職歴証明書」及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和27年10月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和27年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和

27年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、平成元年4月から2年9月までは28万円、同年10月から3年7月までは30万円、同年8月から4年9月までは34万円、同年10月から同年12月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から5年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成元年4月1日から5年1月1日までの標準報酬月額（オンライン記録によると9万8,000円）が、実際の給与支給額と比べて低すぎる。

当時の給与支給額及び社会保険料控除額が確認できる資料は残っていないが、支給額が10万円ということは考えられない。申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成元年4月から2年9月までは28万円、同年10月から3年7月までは30万円、同年8月から4年9月までは34万円、同年10月から同年12月までは38万円と記録されていたところ、5年4月7日付けで、元年4月に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正は、4回の定時決定（平成元年10月1日、2年10月1日、3年10月1日、4年10月1日）を超えて行われているほか、平成3年8月の月額変更が取り消され、新たに元年4月及び5年1月の月額変更が遡及して追加されており、不自然な処理が行われていることが認められる。かかる処理を行う合理的理由は見当たらず、社会保険事務所（当時）において事実と反する処理が行われたことが認められる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同一日の平成5年4月7日付け

で、当時の取締役及び従業員合わせて16人に係る標準報酬月額が遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

加えて、A社に係る不納欠損決議書によると、同社では、遡及訂正後もなお、遡及訂正日（平成5年4月7日）までの期間について、約1,400万円（昭和61年12月から63年3月まで約900万円、平成3年3月から5年2月まで約500万円）の社会保険料を滞納し、平成20年1月22日付けで不納欠損処理されていることが確認できる

これらを総合的に判断すると、事業主が算定基礎届を4年分もさかのぼって提出することは通常考え難く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年4月から2年9月までは28万円、同年10月から3年7月までは30万円、同年8月から4年9月までは34万円、同年10月から同年12月までは38万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月8日から40年4月20日までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を39年8月8日に、資格喪失日に係る記録を40年4月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月1日から41年4月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間はA社に勤務し、B業務従事者として働いていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述等から判断して、申立人が、申立期間のうち、昭和39年8月8日から40年4月20日までにおいて、A社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同時期にA社に勤務し、申立人と同じ職種であった4人は、いずれも、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、当該同僚たちが、「試用期間は無かった。男子社員は全員正社員であった」と陳述しているところ、当該同僚及び申立人が記憶する申立期間当時のA社の従業員数と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者数がおおむね一致することから、同社では、申立期間当時、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月8日から40年4月20日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社し年齢も同じで同職種の同僚の標準報酬月額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年8月から40年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年4月21日から41年4月30日までについても、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、昭和40年3月21日にA社で資格を取得している同僚は、「申立人は、私の入社後すぐに退社した」と陳述している。

また、雇用保険の記録において、申立人は、昭和40年4月20日に離職している。

さらに、A社は、昭和42年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も所在不明であるため、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除は確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社での資格喪失日が平成17年3月31日であり、同年3月に係る厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。申立期間に係る給与支払明細書を持っており、厚生年金保険料も控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人提出の給与支払明細書から判断して、申立人がA社に平成17年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における平成17年2月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を平成17年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C部門における資格喪失日に係る記録を昭和36年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月21日から同年7月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和36年4月5日から同年7月21日までは同社C部門に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、健康保険組合資格喪失証明書及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和36年7月21日にA社C部門から同社D部門に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部門における昭和36年4月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和36年5月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月21日から43年1月1日まで

私は、昭和40年6月15日から49年8月13日までの間、B事業所、A事業所及びC事業所に継続して勤務した。これら3事業所は事業所名称、社長は変更したが、所在地及び業種は同じであり、前の事業所の事業等を引き継いだ同一の会社であり、継続して勤務したにもかかわらず申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における在職については、事業主及び同僚の陳述によりA事業所に勤務していたことが認められる。

また、事業主保管の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、受付日は昭和43年1月29日であり、申立人ほか4名の資格取得年月日が41年10月21日又は42年11月8日から43年1月1日に訂正されていることが確認できる。このことについて、C事業所の経理担当者は、「当時、A事業所の事業主は、事業所が発足した昭和41年10月21日にさかのぼって申立人ほか3名の社員について資格を取得させるつもりであったが、社会保険事務所（当時）に認めてもらえなかったものと思われる」旨陳述している。

さらに、上記3名の社員のうち2名は、「申立期間において、給与から保険料を控除されていた」と陳述している。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和43年1月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

一方、A事業所が適用事業所となった日は昭和43年1月1日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間であるが、同僚の「申立期間当時の従業員数は5名以上であった」旨の陳述は具体性があり、申立人と同様に前の事業所における被保険者資格を41年10月21日に喪失した者が5名であることとも符合すること等により、A事業所の従業員数は5名以上で推移し、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社で昭和57年4月1日から58年1月31日まで勤務した。しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録では同年1月31日から同年2月1日までの記録が無い。同年1月の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給料明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社の元上司は、「申立人に対して昭和58年1月末まで勤務してほしいと依頼したのを覚えている」と陳述している。

また、申立期間当時、A社で給与計算及び社会保険事務を担当していた同僚は、「A社での従業員の退職日は特別な事情が無い限り給与締切日の15日又は月末付けが一般的であり、1月30日付けの退職は不自然である」と陳述しているほか、同社の元役員も同様の陳述をしていることなどから、申立人は、同社において申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

さらに、申立人提出のA社における給料明細書により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年12月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の当時の役員は、「A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡しており不明である」と回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和58年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月14日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、平成16年12月に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

申立期間の賞与に係る保険料の控除が確認できる賞与支払計算明細書を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与支払計算明細書及びA社の賃金台帳の記録から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険料の保険給付及び保険料の納付特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払計算明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届を社会保険事務所に提出していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 14 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、平成 16 年 12 月に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

申立期間の賞与に係る保険料の控除が確認できる賞与支払計算明細書を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与支払計算明細書及びA社の賃金台帳の記録から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払計算明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届を社会保険事務所に提出していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月31日から同年6月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間の給与支給明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月29日から同年3月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間の給与支給明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間もA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を平成16年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部門における資格取得日を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和38年4月1日にA社に入社し、平成11年1月20日に退職するまで継続して同社に勤務していた。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得がいかない。昭和40年3月1日付けで同社本社から同社C部門に転勤した際の処理ミスと思われるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された社員カードから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年3月1日にA社本社から同社C部門に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部門における昭和40年4月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対

して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（記号B）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和30年9月1日、資格喪失日は32年9月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和30年8月31日から同年9月1日までの期間及び32年9月30日から33年10月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（記号C）における資格喪失日に係る記録を30年9月1日に訂正し、同社（記号C）における資格取得日に係る記録を32年9月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、30年8月は1万円、32年9月から33年9月は、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、昭和30年8月31日から同年9月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、昭和32年9月30日から33年10月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月31日から33年10月1日まで

私は、A社において、昭和25年6月1日から42年12月30日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。途中退職及び休職をしたことは無く、納得できない。

なお、申立期間はD区にあった工場で勤務をしていたが、籍は本社のE部門にあり、毎月25日には本社へ給与を受け取りに行っていた。

第3 委員会の判断の理由

A社（記号B）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致する昭和30年9月1日から32年9月30日までに係る厚生年金保険の記録が確認できる。

また、複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社（記号B）における資格取得日は昭和30年9月1日、資格喪失日は32年9月30日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人のA社（記号B）における被保険者記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和30年8月31日から同年9月1日までの期間及び32年9月30日から33年10月1日までの期間については、事業主及び同僚の証言から、申立人が継続してA社に勤務していたことが推認できる。

さらに、A社の事業主は、「申立人は申立期間も継続してA社で勤務しており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた」旨の回答をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和30年8月の標準報酬月額については、申立人のA社（記号C）における同年7月の社会保険事業所（当時）の記録から、1万円とし、32年9月から33年9月までの標準報酬月額については、申立人のA社（記号C）における同年10月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る昭和30年8月31日から同年9月1日までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を同年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人に係る昭和32年9月30日から33年10月1日までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したかは不明と回

答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年3月16日まで

私は、平成2年9月16日から4年3月16日までA社で勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者期間のうち、3年1月1日から4年3月16日までの標準報酬月額が53万円から11万円にさかのぼって訂正されているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を申立人が主張する53万円と記録していたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成4年3月16日）の後の平成4年5月8日付けで、3年1月1日にさかのぼって標準報酬月額を11万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、同僚から提出のあった通帳の写し並びに申立人提出の確定申告書及び源泉徴収票からは、申立期間も標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められることから、社会保険事務所において、このように遡及して記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は無い。

また、申立人はA社で、昭和63年2月6日から平成4年3月20日まで取締役、同年3月28日から同年5月7日まで監査役に、それぞれ就任しているものの、同僚の取締役は、「申立人に対して、同社の帳簿や給与資料等は見せないようにしていた」と陳述していることから、申立人は社会保険事務には関与しておらず、標準報酬月額の訂正等について知り得る立場ではなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があった

とは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成6年4月10日から8年10月1日までに係る標準報酬月額の記録を、6年4月から同年6月までは36万円、同年7月から同年9月までは44万円、同年10月から7年9月までは41万円、同年10月から8年9月までは34万円に訂正する必要がある。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から14年2月16日までに係る標準報酬月額の記録を、8年10月から10年5月までは34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月から14年1月までは34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月10日から14年2月16日まで

私は、A社に申立期間勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、これらすべての期間の標準報酬月額が、給料明細書及び源泉徴収票等に記載されている給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と大幅に相違しているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年4月10日から8年10月1日までについては、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、6年4月から同年6月までは36万円、同年7月から同年9月までは44万円、同年10月から7年9月までは41万円、同年10月から8年9月までは34万円と申立人が主張する額が記録されていたところ、同年5月8日付けで、いずれも6年4月10日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、同僚二人についても平成8年5月8日付けで、5年3月27日及び4年10月1日にさかのぼって標準報酬月額の見直し処理が行われている。

しかしながら、申立人が保有している平成6年から8年までの給与所得の源泉徴収票から訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人及び同僚は、A社は、廃業の半年前から給与が遅れがちであったと陳述しており、当時、同社において、厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

さらに、A社に係る商業登記簿において、申立人は同社の役員になっていないことが確認できる上、複数の同僚は、「申立人は、現場の従業員であり、標準報酬について知り得る立場にはなかった」と陳述していることから、申立人は社会保険事務に関与しておらず、遡及訂正処理が行われた事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年4月から同年6月までは36万円、同年7月から同年9月までは44万円、同年10月から7年9月までは41万円、7年10月から8年9月までは34万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成8年10月1日から14年2月16日までについては、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、8年10月から11年9月までは9万2,000円、同年10月から12年9月までは15万円、同年10月から14年1月までは16万円として記録されているが、申立人が保有している給料明細書（32月分）、8年、10年及び11年分の給与所得の源泉徴収票、平成14年度市・県民税課税明細書（平成13年相当）に記載されている社会保険料から算定される厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額よりも高い保険料であることから、当該期間当時、事業主は、支給していた給与額よりも低い標準報酬月額を社会保険事務所に届け、給与からの保険料控除については、届け出たものより高い標準報酬月額に基づく保険料を控除していたものと推認されることから、申立期間のうち、平成8年10月から14年1月までに係る標準報酬月額については、申立人が保有している上記の給料明細書、源泉徴収票及び市・県民税課税明細書の通知書により、8年10月から10年5月までは34万円、同年6月及び同年

7月は36万円、同年8月から14年1月までは34万円に訂正する必要がある。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に亡くなっているため不明であるが、給料明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成元年12月は53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から61年10月まで
② 平成元年12月

私は、昭和56年9月1日から平成8年4月1日まで嫁ぎ先のA事業所にB職として常勤していた。

当時、A事業所の経営が苦しいという理由から、経営側の「身内」であった私の標準報酬月額が、社会保険事務所（当時）の記録によると実際の報酬月額より低く記録されているので、申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から53万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、報酬月額を50万円と届け出たことを認めている上、事業主が保管する厚生年金保険標準報酬月額改定通知書においても、標準報酬月額が50万円と

なっていることが確認できることから、事業主が50万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人提出の給与明細書及び事業主提出の賃金台帳における厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和53年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月24日から同年8月1日まで

私は、昭和48年3月5日にA社に入社し、同社及び同社のグループ会社に現在まで継続して勤務している。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和53年7月が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、B社提出の在職証明書及び異動情報等から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和53年7月24日にA社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和53年8月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 5 日から 35 年 5 月 26 日まで
② 昭和 38 年 5 月 15 日から 40 年 8 月 26 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、私がA社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、B社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年後の昭和42年8月25日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②の間にあるC社での被保険者期間である昭和35年10月17日から36年8月19日までの10か月間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が当該期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている同社での被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年7月1日に、資格喪失日に係る記録を43年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40年7月は1万2,000円、同年8月から41年9月までは1万6,000円、同年10月から42年9月までは1万8,000円、同年10月から43年7月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から43年8月16日まで

昭和40年7月から43年8月までA社に勤めていた期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、厚生年金保険の加入期間を確認できない旨の回答を受けた。同社B事業所から同社本部への41年3月1日付けの転勤辞令もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に在職していたことは、C社(申立期間当時、A社)が発行した在籍証明書(入社日:昭和40年7月1日、退職日:43年8月16日)及び雇用保険資格取得届確認照会回答書(資格取得日:昭和41年4月1日、離職日:43年8月31日)により確認できる。

一方、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、被保険者資格の取得日が昭和44年4月1日となっている47人のうち11人について、45年3月2日の時点で資格取得日の訂正が行われており、訂正後の各資格の取得日が、申立人が資格を取得したとする40年7月1日を含む同年3月8日から同年8月8日までのいずれかとなっていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿を見ると、前述の資格取得日の訂正のほか、氏名訂正等いくつかの訂正が同時に行われていることが確認でき、これらは社会

保険事務所による調査を受けて訂正されたものと推定できる。

以上の事情から、A社においては、昭和40年3月から同年8月までにかけて入社した者について、事務的過誤から手続が遅れ、誤った届出を行っていたことが認められることから、申立人も同年7月に入社したにもかかわらず、上記11人と同様に正しい被保険者資格取得届の提出が行われていなかったが、後日訂正が行われた時期には既に退職していたため被保険者名簿にも記載されず、資格取得日の訂正の対象にもならなかったものと認めるのが相当である。

さらに、申立期間における保険料の給与からの控除については、複数の同僚は、「保険料を控除されていたと思う」と陳述している上、ほかの訂正者について事業主が補填^{ほてん}を応諾し、訂正内容に応じた保険料を追納していることからみて、申立人についても控除があったとみるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同性で、生年月日が同年に当たり、入社時期が申立人より約5か月早いだけで、職種も同じである者の記録及び在職証明書に記載された申立人の初任給（1万1,000円）から、昭和40年7月は1万2,000円、同年8月から41年9月までは1万6,000円、同年10月から42年9月までは1万8,000円、同年10月から43年7月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後に報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年7月から43年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成元年11月20日に、資格喪失日に係る記録を2年1月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月20日から2年1月7日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所に勤務した期間の記録が無い旨の回答をもらった。当該期間について、厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び給与支給明細書により、申立人が申立期間もA事業所に継続して勤務し(平成元年11月20日にB事業所からA事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年11月及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月21日から同年5月3日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険に係るオンラインの記録では、A社において、昭和31年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年3月21日に同資格を喪失後、同年5月3日にB社において同資格を取得しており、同年3月21日から同年5月3日までの記録が無い。

しかしながら、B社の代表取締役をしていた上司及びA社の取締役をしていた上司は、「当時、A社からB社への人事異動があった。両社間での人事異動は、給与支払及び社会保険手続など社内異動と変わらなかった」と陳述している。

また、B社の同僚は、「B社は昭和40年3月に社名を変更した。社名を変更した3月に申立人はいなかったが、その後、A社から異動してきた。申立人と自分は同じC職だった」と陳述している。

さらに、B社で社会保険事務を担当していた同僚は、「A社とB社は、給料の支払い及び締め日は統一されていた。B社の発足後、A社から人の異動があ

ったが、異動後、社会保険料控除に必要な金額がある場合、最初の給与からこれを控除していた」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年2月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年8月1日から16年1月16日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日から16年1月16日まで

A社に勤務していた平成15年7月1日から16年1月16日までの標準報酬月額が14万2,000円となっているが、当時の給料の振込金額は残業が無い状態で25万円はあり、その金額に相当する保険料が控除されているはずなので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間のうち、同年8月から同年11月までにおいて、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、また、同年12月についても同額の保険料が給与から控除されていたと推認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所が保管していた申立人に係る「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書」の標準報酬月額が社会保険事務所(当時)の記録と一致していることから、事業主は、14万2,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)、事業主は、

当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年7月については、同年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、14万2,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成15年7月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から同年11月28日まで

A社に勤務していた平成14年8月1日から同年11月28日までの標準報酬月額が14万2,000円となっているが、当時の給与支払明細書では24万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は標準報酬月額を14万2,000円と届け出たことを認めていることから、事業主が14万2,000円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添一覧表①参照)は《標準賞与額》(別添一覧表①参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表①参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 《申立期間》(別添一覧表①参照)

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

当該期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の賞与支払明細書を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、《申立期間》(別添一覧表①参照)は《標準賞与額》(別添一覧表①参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 14 件 (別添一覧表①参照)

一覧表①

事案 番号	1 申立人の氏名等				申立期間（納付記録の訂正が必要な期間）		
					平成17年6月27日	平成17年11月25日	平成18年6月27日
	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
大阪 事案5507	男		昭和30年生		150万 円	150万 円	150万 円
大阪 事案5508	男		昭和32年生		150万 円	150万 円	150万 円
大阪 事案5509	男		昭和23年生		150万 円	150万 円	150万 円
大阪 事案5510	男		昭和26年生		150万 円	150万 円	150万 円
大阪 事案5511	女		昭和39年生		59万 7,000円	64万 3,000円	63万 6,000円
大阪 事案5512	男		昭和25年生		146万 1,000円	150万 円	150万 円
大阪 事案5513	女		昭和40年生		56万 7,000円		60万 7,000円
大阪 事案5514	男		昭和22年生		150万 円	150万 円	150万 円
大阪 事案5515	女		昭和28年生		48万 5,000円	57万 円	52万 4,000円
大阪 事案5516	女		昭和58年生				19万 5,000円
大阪 事案5517	男		昭和21年生		150万 円	150万 円	
大阪 事案5518	男		昭和28年生		45万 6,000円		
大阪 事案5519	男		昭和21年生				102万 5,000円
大阪 事案5520	男		昭和45年生				46万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添一覧表②参照)は《標準賞与額》(別添一欄表②参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表②参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 《申立期間》別添一覧表②参照

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

これらの期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の賞与支払明細書を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、《申立期間》(別添一覧表②参照)は《標準賞与額》(別添一覧表②参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間
当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事
務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告
知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと
認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 19 件 (別添一覧表②参照)

一覧表②

事案 番号	1 申立人の氏名等				申立期間（納付記録の訂正が必要な期間）		
					平成17年6月27日	平成17年11月25日	平成18年6月27日
	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
大阪 事案5521	男		昭和34年生		138万 6,000円	143万 円	145万 3,000円
大阪 事案5522	男		昭和33年生		116万 4,000円	124万 9,000円	122万 5,000円
大阪 事案5523	男		昭和32年生		103万 5,000円	90万 6,000円	87万 5,000円
大阪 事案5524	女		昭和24年生		64万 3,000円	71万 円	68万 3,000円
大阪 事案5525	男		昭和25年生		126万 8,000円	139万 7,000円	132万 9,000円
大阪 事案5526	男		昭和34年生		96万 7,000円	106万 5,000円	102万 6,000円
大阪 事案5527	男		昭和37年生		108万 7,000円	119万 円	150万 円
大阪 事案5528	男		昭和39年生		89万 6,000円	95万 2,000円	95万 7,000円
大阪 事案5529	男		昭和39年生		120万 9,000円	79万 円	81万 1,000円
大阪 事案5530	女		昭和25年生		52万 8,000円	58万 8,000円	56万 6,000円
大阪 事案5531	女		昭和26年生		48万 7,000円	54万 6,000円	52万 4,000円
大阪 事案5532	女		昭和26年生		46万 4,000円	49万 8,000円	50万 円
大阪 事案5533	男		昭和38年生		52万 円	76万 3,000円	76万 5,000円
大阪 事案5534	女		昭和25年生		24万 1,000円	37万 円	35万 9,000円
大阪 事案5535	女		昭和55年生		24万 5,000円	27万 8,000円	27万 8,000円
大阪 事案5536	男		昭和57年生			22万 2,000円	20万 円
大阪 事案5537	男		昭和52年生			23万 2,000円	20万 9,000円
大阪 事案5538	女		昭和27年生		38万 円	41万 4,000円	41万 4,000円
大阪 事案5539	男		昭和34年生		134万 6,000円	144万 4,000円	141万 6,000円

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から46年3月まで

私は、国民年金制度の発足当時、サラリーマンの妻だったので国民年金に加入しなかったが、老後のことを考えて、昭和40年ごろに国民年金に任意加入したと思う。

私は、毎月、自宅に来る集金人に申立期間の国民年金保険料を現金で納付し、その際に領収証書をもらっていたと思う。

申立期間の保険料を納付していたと思うので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年ごろに国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、毎月、自身が集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人は、国民年金の任意加入被保険者資格を昭和46年4月14日付けで取得したことがA市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳の記載から確認できるところ、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、未加入期間の保険料は納付することはできない。

また、A市では申立期間当時、保険料の収納は印紙検認により行っていたとしており、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年5月までの期間及び56年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から49年5月まで
: ② 昭和56年1月から61年3月まで

私は、前夫と離婚のため、昭和49年ごろにA市役所で国民健康保険加入と同時に国民年金の加入手続をしたと思う。

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したが、納付場所、納付金額及び納付方法などについては覚えていない。

未納と記録されている申立期間①及び②について、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年ごろにA市役所で国民年金加入手続を行い、その後、国民年金保険料を継続して納付しており、申立期間①及び②の保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間①について申立人に係る国民年金記録をみると、申立人はその前夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した翌日の昭和49年6月23日付けで国民年金の強制加入被保険者資格を取得し、国民年金手帳記号番号は、その前夫と同日付けで払い出されていることが申立人の国民年金手帳、特殊台帳、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

また、上述の記録から、申立期間①について、申立人の前夫は厚生年金保険被保険者期間であり、当時、配偶者であった申立人は国民年金の未加入期間であったことが確認でき、制度上、申立期間①の保険料を納付することはできない。

さらに、A市では、申立期間①当時は、3か月又は1年ごとの保険料を1度に納付する方法で保険料の収納を行っていたが、申立人が所持する「昭和49年度国民年金保険料納付書兼領収書」を見ると、昭和49年4月から同年6月までの保険料領収日付印欄には、領収印が押されておらず、斜線で抹消されている上、その一部期間である申立期間①直後の同年6月の保険料は別途期間が手書きされた領収証書に領収印が押されていることが確認できる。

次に、申立期間②について、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人は現夫と婚姻した昭和56年1月*日付けで、国民年金被保険者資格を喪失していることが、申立人の国民年金手帳、特殊台帳等により確認できる上、申立期間②直後の61年4月1日付けで、国民年金の第3号被保険者として国民年金被保険者資格を再取得していることが、申立人の国民年金手帳、オンライン記録等により確認できる。

申立期間②について、申立人の現夫は厚生年金保険被保険者期間であり、当時、配偶者であった申立人は国民年金の未加入期間となり、制度上、申立期間②の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和55年4月から56年3月までの間、申請免除の承認を受けていたものの、上述のとおり同年1月*日付けで資格を喪失したことに伴い、免除期間が55年12月までに変更されたことが特殊台帳で確認でき、申立人が所持する「国民年金保険料免除承認について」と題する書面の終期が同様の期間に修正されたメモ書きが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の当時、それぞれ居住していたとする住所地为管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から53年3月まで

私が昭和51年6月ごろは学生であったため、母がA市役所又は同市役所B出張所で私の国民年金の加入手続をしたと思う。

国民年金に加入後、申立期間の国民年金保険料は、毎月、母がA市役所又は金融機関で納付していたと思う。

申立期間について、証明するものは無いが、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年6月ごろに、申立人の母が、国民年金加入手続を行い、その母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号で払い出された任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和53年8月ごろに払い出されたものと推認される。この手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の保険料は過年度保険料となり、毎月、定期的に母が保険料を納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の母は高齢のため、当時の状況を聴取することができず、当時の国民年金への加入状況、申立期間の納付状況の詳細は不明である。

加えて、申立人の母が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年2月から60年3月まで

私は、昭和53年2月ごろ、両親の勧めもあり確定申告に際し節税効果が高いと考えて、A市役所で国民年金の加入手続をした。

加入後、申立期間の国民年金保険料のうち、最初のころは、毎月、定期的に市役所又は金融機関の窓口に納付書を持参して納付していた。

変更した時期は定かでないが、申立期間の後半の保険料は、金融機関から口座振替により納付した。

私は、保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無く、定期的に納付していたと思うので、申立期間の納付記録をもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年2月ごろ、国民年金加入手続を行い、申立期間の最初のころの国民年金保険料は、市役所又は金融機関の窓口で納付し、時期は定かでないが、申立期間の後半のころの保険料は、口座振替により納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、昭和60年6月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は、現年度納付できない上、大半の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたA市を管轄するB社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市では、保険料の徴収が毎月納付に変更されたのは、昭和56年

度からであったとしており、申立人が記憶する申立期間の最初のころの納付方法と符合しない上、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間並びに平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から57年3月まで
② 昭和62年4月から63年3月まで
③ 平成元年4月及び同年5月

昭和55年から毎年窓口で免除を申請しに行った。保険料は納付できるときに追加納付してきた。申請免除が認められても、受給金額は数百円のことなのだが、資金不足に困っていた中で将来のことを考え、恥ずかしさに手を震わせながら免除申請書を窓口で書いて提出してきたことを思えば申立てをせずにはいられない。

申立期間を申請免除の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年から毎年免除を申請していたと申し立てている。

そこで、申立期間①について申立人の特殊台帳を見ると、昭和55年度及び56年度に免除の記録は無く、未納のため納付催告をしていることが確認できる。仮に、この期間が申請免除とされていたら催告はされない上、催告をされた時点で問い合わせをするのが自然であるものと考えられる。なお、特殊台帳の住所欄には、昭和54年1月16日のA市B町への転居が記録されているものの、同欄には、「郵送返戻」の押印があることから、転居後のいずれかの時点で申立人への郵便が届かず所在地が不明になったと考えられるが、57年6月29日には次の住所であるC市の記録があることから、少なくとも昭和56年度の未納に対して57年度に送付した催告については、申立人に届いたものと考えられる。

また、申立期間①及び②について申立人のC市の被保険者名簿を見ると、

納付済み及び免除について記録する収納記録欄には申立期間①及び②は何も記載されておらず、未納であることが確認できる。

さらに、申立期間②及び③について、オンライン記録をみると、免除申請された形跡は見当たらない上、昭和 60 年度以降の保険料免除手続は、申請受付後の事務処理を機械化により行っていたことから、オンライン記録に登録されないまま免除されたとは考え難い。

加えて、申立期間③について、申立期間③直後の平成元年 6 月からの免除記録をみると、オンライン記録から、同年 7 月 7 日に免除申請を行っていることが確認できる。この場合、免除が適用されるのは申請日の前月の同年 6 月からであり、申立期間③は免除されない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から49年12月まで

昭和37年にA県に引っ越しをして以降、私の保険料は夫の保険料と一緒に集金人に納付していたと思う。ねんきん特別便が送付されて来て、保険料を納付した期間が未納とされていることを初めて知った。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年にA県に引っ越しをして以降、夫婦二人分の保険料を集金人に一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金加入手続時期をみると、1つ目の国民年金手帳記号番号が昭和37年3月中旬に夫婦連番で払い出されていることが、申立人の手帳記号番号の直後の任意加入者の加入状況から推定でき、この時期に申立人が加入手続を行ったと考えられるが、この手帳記号番号のオンライン記録をみると、同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失した後、新たに資格を取得した形跡が無く、この手帳記号番号で申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人及びその夫には新たな国民年金手帳記号番号が昭和53年4月11日に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、払出時点では申立期間の保険料は特例納付以外、時効により制度上納付することはできない。

さらに、申立人は昭和53年4月の国民年金手帳記号番号払出時点で現年度納付が可能な52年4月以降の保険料を、今後60歳で被保険者資格を失う平成11年*月まですべて納付しても納付月数は272月となり、年金受給資格期間である300満を満たすことができないため、昭和36年4月から37年4月まで

の期間及び50年1月から52年3月までの期間の保険料を特例納付及び過年度納付しており、これにより納付月数は312月となり、年金受給資格期間が確保されたことから、申立期間の保険料は未納であったものと考えられる。

加えて、申立人と一緒に保険料を納付したとする夫の納付状況を見ると、オンライン記録から、申立期間を含む昭和37年7月から49年12月までが未納の記録となっている。

そのほか、申立人の別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、A市B区に住んでいたとき、訪問のあったB区役所職員から国民年金の加入を勧められた。将来のことを考えて任意で加入した。その時、保険料も納付したことを記憶している。その後、C市に転居したので書類はもらっていない。

C市に転居した後は、しばらくは連絡がなかったが、突然自宅にC市職員の訪問があったので保険料を納付し、それ以後は集金人に保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区に居住していたとき、来訪した同区職員に国民年金加入手続を行い、昭和36年4月からの国民年金保険料を納付し、C市に転居した後も40年3月までの保険料を転居先の集金人に納付したと申し立てている。

そこで、申立人がA市B区に居住していた期間についてみると、同市の国民年金保険料の納付方法は、印紙検認方式であったところ、申立人が、国民年金の加入手続を行った際に手帳交付を受けた記憶は無く、保険料を納付した時に領収書をもらった記憶も無いと陳述していることから、申立期間の保険料を納付したとみるのは不自然である。

また、申立人の、国民年金への加入手続時に保険料を納付したが、その後、申立人が転居するまでの期間に手帳交付を受けた記憶は無く、集金人も来なかったため保険料を納付した記憶は無いとの陳述からは、申立期間の保険料が納付されたとは考え難い。

次に、申立人がC市に転居したとする昭和37年10月以降の期間についてみ

ると、申立人は、転居してしばらくは市からは何の連絡も無く、その間は保険料を納付しておらず、過去の保険料も一括納付した記憶は無いと陳述していることから、申立期間の保険料が納付されたことをうかがうことはできなかった。なお、申立人の、45年ごろにC市職員の訪問を受けて、保険料を納付したとする陳述は、納付済みの記録となっている40年4月以降のことであると考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、「37.4.2申」の記載が見られ、同様に「申」の文字の記載のある被保険者をみると、オンライン記録から任意加入者の資格喪失日であることが確認できる上、申立人と同じ「37.4.2申」と記載されたほかの2名については、いずれも、昭和36年度の保険料は未納であることが確認できる。これらのことから、申立人については、同年度の保険料が未納であったため、職権により資格喪失日を記載したものと考えられる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その形跡は見当たらなかった。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から53年2月まで

私は、会社を昭和39年に退職した後、A市役所で国民健康保険の手続をした。そのとき、市役所の職員に勧められて国民年金に加入した。申立期間の保険料はA市役所に納付していた。当時、外国人が国民年金に加入できなかったことは、加入のときは知らなかった。

申立期間の保険料は納付しており、その納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和39年に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料はA市役所に納付していたと申し立てている。

しかし、日本国内に住所を有する外国人が国民年金に加入することが可能となったのは、国民年金法が改正された昭和57年1月以降であり、改正前である申立期間中に申立人は国民年金に加入できず、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人の、国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いが保険料を市役所に納付したとの陳述は、印紙検認方式であった当時の保険料収納方式と符合しない上、国民健康保険料と一緒に納付していたとする国民年金保険料額は、申立期間を通じて数千円であったとの陳述は、当時の保険料額と符合しない。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付の可能性について、各種の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から61年3月まで

結婚を契機に、夫婦で話し合った結果、私の国民年金保険料を支払い続けることを決め、A市の国民年金課の窓口で、昭和55年3月3日に国民年金の氏名変更手続後に、任意加入手続を行ったと思う。

第3号被保険者制度が始まる昭和61年4月までは、自宅に送付されてきた納付書で、夫がB銀行C支店に出向き、1期(3か月)ごとに、私の国民年金保険料を支払ってくれていたはずである。

2人の姉と国民年金の話題になったときに、結婚しても私だけは国民年金保険料を納付する考えを主張していただけに、申立期間が未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料は自宅に送付されてきた納付書で、夫が銀行に出向き、3か月ごとに納付したと申し立てている。

そこで、申立人のオンライン記録及び特殊台帳を見ると、申立人は昭和54年9月30日に強制加入により国民年金被保険者資格を取得し、55年3月3日に任意加入被保険者に種別変更しているが、58年1月8日に任意加入被保険者資格を喪失している事跡が確認できる上、その後、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得するまでの間、国民年金被保険者資格を再取得したことをうかがわせる事跡は確認できないことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人の所持する年金手帳を見ても、昭和58年1月8日に任意加入被保険者資格を喪失したことが記録されている。

さらに、申立期間は39か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民

年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

そのほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から50年3月まで

昭和42年9月ごろ、夫は会社退職後、自営をすることになり、しばらくは、国民年金には加入していなかった。その後、実妹の勧めもあり、時期は覚えていないが、私がA区役所B出張所の窓口で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。50年ごろ、特例納付することのできる旨の通知書（夫婦分）が自宅に届き、私が夫婦二人分の国民年金保険料として、時期は覚えていないが、さかのぼって、10数万円の保険料を自宅近くの銀行で納付した。また、保険料納付したことを実妹に話したことを記憶している。

夫の申立期間の保険料だけが納付済みなのに、夫婦二人分の保険料を納付していた私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろ、特例措置により、さかのぼって納付することのできる旨の通知書が自宅に届き、さかのぼって、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、特例納付勧奨について当時の状況を確認すると、C市は受給権確保の観点から、35歳以上60歳に到達するまでの間未納無く納付したとしても納付期間が不足する者を対象に特例納付の勧奨を行っていたことから、申立内容は当時の状況と符合する。

また、申立人及びその夫には、昭和52年6月10日に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、一緒に夫婦二人分を納付していたとする夫は申立期間を含む42年9月から52年3月までの保険料を特例納付及び過年度納付していることが特殊台帳から確認できる。

しかし、申立人の夫の特殊台帳の納付記録を見ると、備考欄に「附4条 42. 9～44. 3 (53.11)、附4条 44. 4～45. 3 (53.12)、附4条 45. 4～46. 3 (53.12)」、昭和47年度欄に「附4条 46. 4～49.12 (55.3)」と記載されており、申立人の夫は特例納付したことが確認できるが、申立人の特殊台帳を見ても、申立期間について特例納付した旨の記載は見当たらない。

次に、夫婦の特殊台帳を見ると、夫婦共に国民年金被保険者資格の取得日は昭和42年9月29日となっており、夫の厚生年金保険被保険者期間を把握していたことが確認できる。この場合、夫は自身の厚生年金保険被保険者期間と現年度納付が可能な52年4月から60歳で資格を喪失する平成3年*月までの保険料を納付しても、納付月数が年金受給資格期間である300か月を満たさないため、夫は昭和52年5月に過年度納付(昭和50年1月から52年3月まで)を行い、53年11月に特例納付(昭和42年9月から44年3月まで)を行うことにより受給権を確保したものと考えられる。

一方、申立人は、夫の厚生年金保険被保険者期間を合算対象期間(カラ期間)とし、現年度納付が可能な昭和52年4月から60歳で資格を喪失する平成8年*月までの保険料をすべて納付すれば、納付月数が年金受給資格期間である300か月を満たすため、申立人は夫と異なり、昭和52年5月及び53年11月には過年度納付及び特例納付をしなかったものとするのが自然である。

なお、その後、昭和53年12月に夫婦はともに24か月の保険料を納付(夫：昭和44年4月から46年3月までの保険料を特例納付、申立人：51年1月から52年3月までの保険料を過年度納付及び50年4月から同年12月までの保険料を特例納付)し、55年3月に夫のみが46年4月から49年12月までの保険料を特例納付していることが、夫婦の特殊台帳から確認できるなど、夫婦の納付状況は異なっており、申立人の夫のみが申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人は、さかのぼって、納付することのできる旨の通知が自宅に届き、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料として、10数万円ほどの現金を納付したと申し立てているが、仮に、申立期間の保険料を納付した場合の申立人の保険料額は、36万4,000円と大幅に相違しており、申立内容と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から57年3月まで

私は、昭和54年3月に会社を退職し独立したので、妻がすぐに区役所で私の国民年金の再加入手続を行い、それ以降は、既に国民年金に加入し保険料を納付していた妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていた。

妻は、当時の保険料額を3か月で1万円から1万5,000円ぐらいと記憶し、昭和57年からは、夫婦で口座振替により夫婦二人分の保険料を納付したと言っている。

申立期間は、保険料を一緒に納付してくれていた妻が納付済みとなっているのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月に会社を退職後、申立人の妻が申立人に係る国民年金の再加入手続を行い、それ以降は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の特殊台帳を見ると、ともに納付記録のある申立期間後の昭和57年10月から同年12月までの保険料について、妻は現年度納付しているにもかかわらず、申立人は翌年の58年10月に過年度納付していることが確認できるほか、申立人は、口座振替を開始したとする57年当時の預金通帳を所持しており、それを見ると、一人分の国民年金保険料しか引き落とされていないことから、申立期間後における当時の保険料の納付方法が、申立人とその妻とは異なっていたことがうかがえる。

また、申立人の妻が今後の経営のために参考に作成したと陳述する申立期間中の昭和55年1月から同年12月までの1年間の経費集計表を見ると、そこに計上された国民年金保険料額は、当時の一人分の保険料額と一致し、妻が夫婦

二人分の保険料を納付してくれていたとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間は3年以上に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の妻は、申立期間の保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無いと陳述している。

加えて、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から44年3月まで

私は、20歳になった昭和39年*月ごろ、内容は詳しく覚えていないが、自宅にはがき又は手紙が来たので、年金のことだから加入しないといけなそうと思ひ区役所へ国民年金の加入手続に行った。

それ以降、自宅に来る集金人に毎月保険料を納付してきた。私が保険料を納付すると、集金人が年金手帳に赤いスタンプを押してくれており、最初のスタンプは、昭和39年の日付であったことを覚えている。

また、昭和43年4月から44年3月までが申請免除期間とされているが、私は免除申請を行った覚えは無く、この期間も保険料を納付していたはずである。

申立期間が未納及び免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年*月ごろに国民年金に加入して以降、集金人に保険料を納付してきたと申し立てしているところ、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人の元夫と連番で昭和41年度に区役所の適用特別対策により払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。この時点において、申立期間のうち、昭和41年3月以前の保険料は過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかつたものと考えられる上、申立人は、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人に係る区の被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和44年4月から同年6月までの保険料を同年7月17日に印紙検認により徴収したことを示す日付印が確認できるとともに、同じ日の日付印が納付記録の無い昭和

41年度及び42年度の「台紙」欄に押印されていることから、この日に初めて国民年金手帳に基づく印紙検認による徴収（現年度納付）が開始され、同時にその時点で印紙検認できない当該年度の印紙検認台紙を白紙のまま国民年金手帳から切り取ったことをうかがわせるほか、昭和44年7月から同年9月までの保険料を同年9月16日に、同年10月から同年12月までの保険料を同年12月16日に、45年1月から同年3月までの保険料を同年3月31日に、それぞれ徴収したことが具体的に記載されているなど、これらの記録自体に特段不自然な点はみられない上、申立人の元夫についても、申立期間に納付記録は無く、申立人同様、昭和43年度は申請免除期間となっている。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を昭和39年5月から集金人に現年度により印紙納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間は4年11か月に及び、このような長期間にわたり、申立人の元夫と共に納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで

私は、昭和50年3月末日に会社を退職したが、夫が厚生年金保険に加入していたことから、国民年金は任意加入であることは知っていた。

しかし、祖母及び姑から、加入期間が途切れると年金受給額が激減すると言われていたので、退職の翌日である昭和50年4月1日に自ら区役所で国民年金の任意加入手続を行って保険料を納付してきたのに、申立期間に納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月末日に会社を退職し、その翌日の同年4月1日に区役所で国民年金の任意加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和50年7月29日に初めて国民年金の任意加入被保険者の資格を取得し、オンライン記録と一致している上、申立人に係る国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日とも符合していることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものとみるのが自然である。したがって、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間後の昭和55年12月1日に再就職した会社を57年2月末日に退職し、同年3月1日付けで厚生年金保険の資格を喪失しているところ、同日付で任意加入被保険者の資格を再取得していることが申立人のオンライン記録により確認できることから、申立人が会社を退職した翌日に国民年金の加入手続を行ったとする記憶は、この当時の記憶である可能性も否定できない。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から45年3月までの期間及び同年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から45年3月まで
② 昭和45年10月から52年3月まで

私は、A市B区に住んでいたころ、区役所の職員に20歳になったからと言われて国民年金に加入した。その後、何度も住所を変更したので、保険料の未納があったかも知れないが、未納の通知があれば納付していないことは無いと思う。

また、昭和48年から49年ごろ、私はC県D市に住んでいたが、当時、A市E区内で経営していた店に客として来ていたE区役所の職員から、未納期間があるが一時金で全額納付すれば受給資格を復活できると説明を受けたので、未納分の保険料を、通勤途中にあった取引先の銀行で一括して納付し、それ以降は60歳まで保険料をすべて納付してきた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区に居住していたころ、区役所の職員から20歳になったからと言われて国民年金に加入し、未納があったかも知れないが、未納の通知があれば保険料を納付していないことは無いと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人が28歳となった昭和45年*月にB区において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間①直後の同年4月から申立期間②直前の同年9月までの6か月の保険料を同年8月23日に印紙によりまとめて納付していることが同区検認印の日付により確認できることから、申立人に係る国民年金の加入

手続は、このころに行われたものと推定され、加入時期において申立人の記憶と異なる上、当該保険料の納付日時点において、申立期間①のうち、43年6月以前の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②は合計14年以上に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回欠落することは考え難いほか、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間①及び②に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

一方、申立人は、昭和48年から49年ごろ、C県D市に居住していたが、当時、A市E区内で経営していた店に客として来ていたE区役所の職員から、未納期間の保険料を一時金で全額納付すれば受給資格が復活できると説明を受けたので、保険料を一括して納付したとも申し立てしているところ、申立人が一括して納付したとする時期が同年中であれば、特例納付が実施されていたことから、申立期間①及び②のうち、納付日前の期間の保険料をさかのぼって納付することが可能であるが、この当時、申立人は31歳又は32歳であり、あえて過去の未納保険料を納付しなくとも、これ以降60歳まで保険料を納付することで年金受給資格期間である25年を確保できる状況にあったものと考えられる上、申立人は、申立人が35歳である申立期間②直後の52年4月から53年3月まで（昭和52年度）の1年分の保険料を52年6月20日に一括して納付したD市発行の領収証書を所持しているとともに、それ以降60歳まで保険料を完納しており、これらの納付済期間と既に納付済みである45年4月から同年9月までの6か月とを合算して年金受給資格期間を確保していることを踏まえると、申立人が店に客として来ていた区役所職員の説明を受けて、受給資格期間を復活するために一括して納付したとする保険料は、昭和52年度の保険料であったものとみるのが自然である。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から50年12月まで

国民年金の加入については、昭和46年2月ごろ、義父がA市B区役所で手続してくれたはずと思う。

申立期間の保険料は、義父が亡くなるまでは義父が、3か月ごとに自宅に来た区役所職員に、義母と私たち夫婦二人の分も合わせて納付してくれたはずと思う。

また、昭和49年1月に義父が他界した後の保険料納付は、夫が担うようになり、義母と私たち夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれたはずである。

加入当初である昭和46年当時の保険料額は覚えていないが、夫が保険料納付を担うようになった49年当時の保険料額は、一人3か月分で2,700円だったと記憶している。

申立期間の保険料が、夫婦共に未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月ごろに、義父が、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、義父が他界するまでは義父が、また、49年1月に義父が他界した後は夫が自宅を訪問する区役所職員に家族3人の分を一緒に納付してくれたはずであると申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月10日にC区において夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、46年2月から48年12月までの保険料は、制度上、納付することができず、また、49年1月から50年3月までの保険料は、過年度保険料となり、区役所職員に納付することはで

きない。

また、申立人が所持する3制度共通の年金手帳が使用されたのは昭和49年11月以降であり、同手帳に記載されている当初の住所も同年7月にB区から分区したC区となっている上、申立人は、当該手帳以外の年金手帳の交付を受けたことについての記憶は不明確である。

さらに、申立人は、昭和51年1月28日に、申立期間直後の同年1月から同年3月までの国民年金保険料をC区役所で納付していることが所持する領収証書により確認できる一方、申立人夫婦の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の記録からみて、申立人夫婦が実際に国民年金の加入手続を行ったのも、この時点であったものと推認される。

これらのことから、申立人の夫は、加入手続時に申立期間直後の3か月の国民年金保険料のみ納付したものの、少なくともこの時点においては、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの保険料については納付していなかったと考えられるところ、申立人の夫は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続については直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする申立人の義父は既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況等については不明確であり、申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から50年12月まで
国民年金の加入については、昭和45年9月ごろ、父がA区役所で手続きしてくれたはずと思う。

申立期間の保険料は、父が亡くなるまでは父が、3か月ごとに自宅に来た区役所職員に、母と私たち夫婦二人の分も合わせて納付してくれたはずと思う。

また、昭和49年1月に父が他界した後の保険料納付は、私が担うようになり、母と私たち夫婦二人分の保険料を一緒に納付したはずである。

加入当初である昭和46年当時の保険料額は覚えていないが、私が保険料納付を担うようになった49年当時の保険料額は、一人3か月分で2,700円だったと記憶している。

申立期間の保険料が、夫婦共に未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月ごろに、父が、B市A区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、父が他界するまでは父が、また、49年1月に父が他界した後は自身が自宅を訪問する区役所職員に家族3人の分を一緒に納付してくれたはずであると申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月10日にC区において夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、46年2月から48年12月までの保険料は、制度上、納付することができず、また、49年1月から50年3月までの保険料は、過年度保険料となり、区役所職員に納付することはできない。

また、申立人が所持する3制度共通の年金手帳が使用されたのは昭和49年11月以降であり、同手帳に記載されている当初の住所も同年7月にA区から分区分したC区となっている上、申立人は、当該手帳以外の年金手帳の交付を受けたことについての記憶は不明確である。

さらに、申立人は、昭和51年1月28日に、申立期間直後の同年1月から同年3月までの国民年金保険料をC区役所で納付していることが所持する領収証書により確認できる一方、申立人夫婦の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の記録からみて、申立人夫婦が実際に国民年金の加入手続を行ったのも、この時点であったものと推認される。

これらのことから、申立人は、加入手続時に申立期間直後の3か月の国民年金保険料のみ納付したものの、少なくともこの時点においては、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの保険料については納付していなかったと考えられるところ、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続については直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする申立人の父は既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況等については不明確であり、申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年11月まで

昭和42年4月ごろ、母がA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

私がか社を辞める前の昭和44年から45年ぐらいに、母が私の年金を二重払いしていたから連絡しないといけないと言っていたことを覚えている。

会社で給与から厚生年金保険料を控除されている期間も、母が私の国民年金保険料を納付してくれていたのだと思う。

母は、平成21年5月に他界したため、当時のことを知る者はいないが、申立期間を納付済みとして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月ごろ、母がA市B区で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和49年7月17日に夫婦連番でC区において払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、42年4月から46年12月までの保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立期間のうち、昭和47年1月から48年11月までの国民年金保険料については、過年度納付することは可能であるものの、申立人は、申立期間の保険料納付を担っていたとする申立人の母が申立人の保険料を納付してくれていた時期は、申立人が結婚する同年11月までであると陳述していることから、申立人の母が過年度保険料まで納付したとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み

検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は 80 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人の国民年金保険料納付を担っていたとする母は既に他界しており、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年2月までの期間、49年9月から52年3月までの期間及び55年3月から57年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から47年2月まで
② 昭和49年9月から52年3月まで
③ 昭和55年3月から57年7月まで

昭和46年12月ごろ、会社退職後に母が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたと思う。

加入手続及び保険料の納付は母に任せており、また、古いことなので記憶はあまりないが、昔は国民年金を強制的に納付しなければいけなかった時期もあったと思う。

申立期間の保険料は間違いなく納付しているので、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月ごろ、母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者の記録等から、平成5年5月から同年7月ごろの間に払い出されたものと推認される上、オンライン記録をみると、同年7月7日に申立期間前後の3回の期間について、厚生年金被保険者資格の記録の統合が行われ、その記録統合の結果、申立期間①、②及び③の期間がいずれも未納期間とされていることから判断すると、この手帳記号番号払出時点において、申立期間①、②及び③の期間の保険料は、制度上、納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名

の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間は合わせて 63 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人は加入手続、種別変更手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人の諸手続及び納付を担っていたとする申立人の母も、高齢のため陳述を得ることは困難であり、保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 10 日から 38 年 11 月 1 日まで
② 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで

平成 12 年に A 社及び B 社 C 工場における厚生年金保険加入記録について確認したところ、脱退手当金支給済みと言われ、脱退手当金制度があることを初めて知った。

脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は申立期間の最終事業所である B 社 C 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 40 年 1 月 11 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和 39 年 10 月 22 日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるほか、A 社及び B 社 C 工場の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を裁定した社会保険事務所名及び支給決定直前の同年 12 月 14 日が併記された「脱」が記されている上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険

者期間は別の番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 21 日から 39 年 5 月 6 日まで
② 昭和 39 年 6 月 3 日から 45 年 11 月 1 日まで

オンライン記録によれば、A社とB社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みとなっている。

脱退手当金裁定請求書は私の筆跡であるが、脱退手当金の振込先として指定した夫の銀行口座の番号を間違えて申請したので、実際には振込みがされなかったはずである。

脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求する際、脱退手当金に係る振込先の口座番号を誤って記載したので受け取れなかったはずであると主張している。

そこで、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印がなされており、当時の住所地近くのC銀行D支店に開設された申立人の夫名義の銀行口座を支払先としていることが確認でき、申立人は自ら記載したものであることを認めていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金の裁定請求手続が行われたことは明らかである。

申立人は、「脱退手当金の振込先として指定した夫の銀行口座の番号を間違えて申請したので、実際には振込みがされなかったはずである」と主張するが、当時の事務処理について社会保険事務所（当時）に確認したところ、口座番号の相違等により口座振込ができなかった場合、銀行からの連絡を受け請求者に対して口座番号等を再確認の上、再振込の手続をとることとされていたと回答

していることを踏まえると、申立人についても誤った口座番号により口座振込ができなければ正しい口座番号を確認した後、指定の口座に再振込が行われたと考えるのが相当である。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 16 日から 41 年 12 月 21 日まで
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和42年3月14日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計21ページに記載されている女性（38人）のうち、申立人と同一時期（おおむね3年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した23人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め15人であり、その15人全員が資格喪失後約4か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 3 月 21 日まで
② 昭和 46 年 6 月 21 日から 47 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 5 月 7 日から同年 7 月 31 日まで
④ 昭和 49 年 8 月 21 日から 50 年 4 月 21 日まで

A社B工場を退職する際、同社における厚生年金保険加入期間については脱退手当金を受給したが、オンライン記録によれば、同社とその後勤めた4社における加入期間も含めて、脱退手当金が支給されたことにされている。

申立期間については脱退手当金を請求する手続はしておらず、受け取ってもないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっているA社B工場における加入期間については、同社を退職する際に脱退手当金の説明を受け受給したと主張しているところ、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、同社退職の2か月後には、別会社で被保険者資格を再取得していることを踏まえると、同社退職後に脱退手当金を受給したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の署名及び捺印がなされている上、申立人の当時の住所、最寄りの金融機関名及び勤務した事業所等が記載されているほか、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間の最終事業所であるC社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」が記されているほか、申立人

から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月3日から45年5月1日まで
② 昭和46年5月1日から47年7月21日まで
③ 昭和50年10月15日から51年10月31日まで
④ 平成5年1月1日から10年5月9日まで

前回の年金記録確認第三者委員会の審議において、脱退手当金について記録訂正の申立てが認められなかった。

今回、新たに脱退手当金裁定請求書を提出したのが元妻(申立期間当時は離婚前)であったこと、また、脱退手当金が振り込まれた当時振込先の私名義の銀行口座の通帳をおいが所持していたことが判明した。

したがって、当時、私が脱退手当金を受け取っていないことは明らかなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の脱退手当金裁定請求書の記載内容に疑義が認められず、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さがうかがえないこと、申立人の脱退手当金が申立人名義の預金口座に振り込まれたことが確認できること、及び申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が脱退手当金支給直前に統合処理されていることを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月21日付け年金記録の訂正が必要とまではいえないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金裁定請求書を提出したのが元妻であったこと、及び脱退手当金が振り込まれた銀行口座の通帳を申立人のおいが所持していた旨の証言が得られたことを新たな事情として申立てをしているが、申立人の脱退手当金裁定請求書等により、i. 申立人の氏名で請求行為が行われた

こと、ii. 住所欄には支給決定当時、申立人の住民票があった申立人の勤務先が記載され、申立人に脱退手当金の支給決定通知が届いたと考えられること、iii. 脱退手当金の振込希望金融機関欄に銀行口座が記載されているところ、当該口座が申立人名義の口座であり、その取引履歴により脱退手当金が振り込まれたことが確認できることから、申立人に脱退手当金が支給された事実は明らかである。

また、元妻とは連絡が取れず、申立人の甥は、申立人名義の通帳を預かったのは申立期間以後である旨陳述しており、申立人の主張について確認することはできなかった。

これらの事情を踏まえると、当初の主張及び資料と併せて検討しても、当委員会の当初の判断を変更すべき事情は認められず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 10 年 2 月 10 日まで

私は、昭和 58 年 3 月 24 日から平成 10 年 2 月 10 日（A社が厚生年金保険適用事業所でなくなった日）まで、同社の代表取締役として勤務していた。

社会保険事務所（当時）の記録によると、平成 8 年 8 月から 9 年 10 月までの標準報酬月額が当初 59 万円とされていたところ、同年 10 月 23 日付けの「被保険者標準報酬改定通知書」及び「被保険者資格記録事項訂正・取消通知」により、8 年 8 月に遡及して 9 万 8,000 円に引き下げられ、以後、被保険者資格の喪失時（平成 10 年 2 月 10 日）まで減額されたままとされている。

当時、社会保険事務所から呼び出しを受け、同事務所担当者に指示されるまま上記通知書の氏名及び生年月日欄に自署して提出したが、給与欄及び標準報酬月額欄は空欄のままとしていた。金額の部分はボールペンの色が異なっており、提出後に同事務所で書き込まれたものである。また、書類の提出目的についても説明は受けていない。

標準報酬月額を引き下げる手続を行った覚えはなく、申立期間において引下げ前の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の標準報酬月額を引下げ前の金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する平成 9 年度市民税・県民税特別徴収税額通知書によると、申立人が、平成 8 年 1 月から同年 12 月までの間に給与から控除された社会保険料（106 万 6,260 円）は、遡及訂正前の標準報酬月額（健康保険 98 万円及び厚生年金保険 59 万円）に見合う額であることが認められる。

また、当該遡及訂正は過去 2 回の定時決定（平成 8 年 10 月 1 日及び 9 年 10

月1日)を超えて行われているほか、平成8年7月の月額変更が遡及して追加され、9年7月の月額変更が取り消されており、不自然な処理が行われていることが認められる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は同社設立日(昭和58年3月24日)から解散日(平成14年12月3日)まで同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は社会保険事務所に自ら出向き「被保険者標準報酬改定通知書」及び「被保険者資格記録事項訂正・取消通知」に係る手続を行ったことを認めているほか、「被保険者標準報酬改定通知書」の事務所名称及び事業主名欄には、A社のゴム印が押されていることから、申立人が標準報酬月額の変更処理に関与していたことは明らかであるところ、代表取締役であった申立人が、目的も承知せずに上記通知書を提出したとの主張は不自然である。

さらに、申立人は、社会保険事務所における手続の際、金額欄は空白のまま提出し、金額は社会保険事務所の担当者が後で書き込んだものであると申し立てているものの、申立人は、金額が書き込まれた通知書を保管していることから、標準報酬月額の引下げの事実を承知していなかったとは考え難く、社会保険事務所が代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額の引下げに係る届出を行いながら、当該処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月1日から34年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。同社には昭和25年7月に入社し、申立期間も継続して勤務していた。途中でいったん退社したことはないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社及びその前身であるB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社（昭和33年11月にA社に名称変更）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人が、昭和26年8月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、また、当該被保険者名簿においては、申立人が34年4月1日に、資格喪失時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号とは異なる新しい記号番号で厚生年金保険被保険者の資格を再取得していることが確認できる。

また、同僚であった申立人の兄も、申立人と同一日で被保険者資格を喪失し再取得している上、申立人の資格再取得時には、申立人、申立人の兄、父及び妹の4人が、連番で、記号番号を払い出されている。

さらに、申立人から提出されたA社の社史、商業登記の記録及び元従業員の陳述から、申立人は、被保険者資格を再取得した昭和34年4月当時、同社において実質的に経営者の役割を担っていたと推認されることから、自身の資格の再取得に当たって、申立期間は厚生年金保険に未加入であったことを認識していたと考えるのが自然である。

加えて、申立人、申立期間当時の事業主（申立人の父）及び経理担当者は既に死亡しているため、申立期間における申立人からの保険料控除の状況等は確認できず、このほかにも、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5547

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月から29年11月まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認することができない。

さらに、申立人は、「A社は、後にB社になった」と陳述しているところ、社会保険事務所の記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和31年11月5日であり、申立期間は適用事業所ではない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が、申立期間当時に事業主及び同僚であったと記憶している3人の氏名が確認できるが、当該3人が同社において被保険者資格を取得したのは、同社の新規適用日と同日であり、3人の厚生年金保険の記録をみても、当該資格の取得日以前の厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 21 日から同年 12 月 19 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。同社には、昭和 39 年 4 月から 40 年 4 月まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は昭和 40 年 9 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある複数の元従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務を推認できる陳述は得られなかった。

さらに、当該被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間に係る資格の喪失(昭和 39 年 7 月 21 日付け)に併せて、申立人の健康保険被保険者証が昭和 39 年 8 月 3 日に社会保険事務所に返納されている記録が確認できる。

加えて、申立人は、昭和 39 年 7 月 21 日の被保険者資格の喪失後、同年 12 月 19 日にA社において被保険者資格を再取得しているが、再取得時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、喪失時の記号番号とは異なる新しい記号番号が払い出されている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月まで A 社に正社員として在籍していた。
社会保険事務所(当時)にて厚生年金保険の記録を確認したところ、A 社を退職した月の昭和 52 年 3 月が空白期間とされていた。
A 社では退職月の月末まで在籍していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社提出の労働者名簿の記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に昭和 52 年 3 月 31 日まで在籍していたことが確認できる。

ところで、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和 51 年 2 月 29 日から 52 年 12 月 31 日までにおいて、申立人と同様に月末付けで被保険者資格を喪失している者は 31 人確認できる一方、1 日付けで被保険者資格を喪失している者は見当たらない。

また、上記において月末付けで被保険者資格を喪失している同僚に自身の退職日を照会したところ、回答のあった 18 人のうち、15 人が退職日は月末であったと回答(ほかの 3 名は不明と回答)していることなどから判断すると、A 社では、申立期間当時、退職日を資格喪失日とする取扱いであったことがうかがわれる。

一方、A 社は、申立期間当時の保険料控除方式は当月控除であったと思うと陳述しているものの、同社提出の昭和 52 年 12 月 31 日の決算帳簿を見ると、当月控除である場合に生じる社会保険料の預り金は計上されておらず、また、同社では現在は翌月控除であることから、申立期間当時の保険料控除方式も翌月控除であったものと考えられる。

そこで、申立期間の8か月後の昭和52年12月31日に退職した同僚が提出した同年分の源泉徴収票を見ると、退職月の給与から2か月の保険料は控除されていないことが確認できるほか、上記において回答の得られた複数の同僚からも、退職月の給与から2か月の厚生年金保険料が控除されていた旨の回答は得られなかったことを踏まえると、申立人の申立期間における厚生年金保険料が退職月である52年3月分に係る給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 ごろから同年 6 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)において私の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。しかし、申立期間に同社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社の現在の事業主は、「当時は入社してすぐに退社する人が多かったため、入社後一定期間は見習い期間として社会保険に加入させず、給与から厚生年金保険料も控除していなかったと思う」旨陳述しているほか、上記における複数の同僚からもこれと符合する陳述が得られた。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の厚生年金保険資格の取得日は昭和 56 年 6 月 1 日として払い出されていることも確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 3 月 1 日から 5 年 9 月 18 日まで
② 平成 6 年 7 月 4 日から 13 年 7 月 24 日まで
③ 平成 13 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②はA社で、申立期間③はB社に勤務していた。しかし、社会保険庁（当時）に記録されている標準報酬月額は、申立期間に両社から受け取っていた給与支給額に比べて低くなっている。

申立期間の一部における給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給総額とは異なっていると申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出のA社における平成 10 年 6 月、同年 12 月、11 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 12 年 1 月の給与明細書を見ると、当該期間の給与支給額は、約 45 万円から 51 万円であることが確認できる上、雇用保険受給資格者証による離職時賃金日額から算出した直前 6 か月間の平均賃金月額においても、申立期間①は約 50 万円、申立期間②は約 45 万円となり、これらはいずれも申立期間における社会保険庁に記録されている標準報酬月額を上回っている。

しかしながら、上記給与明細書において控除されている厚生年金保険料は、

給与支給額に基づく保険料額ではなく、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額であることが確認できる上、A社において申立人とほぼ同時期に勤務していた同僚が提出した給与明細書(平成6年6月から12年3月までの一部の期間)を見ても申立人と同様にオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額であることが確認できる。

また、ほかの複数の同僚からは、「A社では、保険料の金額を抑えるため、実際の給与額より低い額で報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ていた」旨の陳述が得られた。

さらに、A社は、昭和59年5月1日から平成9年4月1日までにおいて、C健康保険組合に加入していたところ、申立人の同健康保険組合における健康保険の標準報酬月額も、申立人が資格を取得した平成6年7月以降の期間は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されていた形跡等は確認できず、記録に不自然な点も見当たらない。なお、申立期間において、申立人とほぼ同年齢であった同僚の標準報酬月額を調査したが、申立人の標準報酬月額がほかの同僚に比べて特に低額となっている等の事情は見当たらなかった。

また、上記の給与明細書により給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できない期間については、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、両社の事業主からも申立人の標準報酬月額及び保険料控除の状況についての回答は得られず、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 5 月ごろから 23 年 1 月 1 日まで
② 昭和 32 年 5 月ごろから 35 年 12 月ごろまで

私の夫は、既に亡くなっているため詳しいことは分からないが、生前に本人が直筆した履歴書に、A社の勤務期間は昭和 21 年 5 月から 25 年 8 月までと記載されている。しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、同社での資格取得日は 24 年 5 月 26 日とされており、申立期間①の加入記録が無い。

なお、昭和 23 年 1 月 1 日から 24 年 4 月 24 日までに、履歴書には記載されていない「B社」における加入記録が判明したが、A社をいったん退職後に、B社に勤務し、その後、A社に再就職した可能性がある。

また、上記の履歴書によると、申立期間②のC社における勤務期間は、昭和 32 年 5 月から 35 年 12 月までと記載されている。しかし、社会保険事務所の記録では、当該期間におけるC社の加入記録は無い。なお、申立期間中の 33 年 8 月 1 日から 36 年 1 月 15 日までに、上記の履歴書には記載されていない「D社」での加入記録が判明したが、C社がD社に名称変更又は合併したことによって、32 年 5 月から 33 年 7 月までの記録が失われてしまったことも考えられるので調べてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が履歴書に記載している昭和 21 年 5 月から 25 年 8 月までは、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 22 年 12

月1日であり、申立期間①のうち、21年5月ごろから22年12月1日までは、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に当たる。

また、A社は、昭和26年12月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在も不明であるほか、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、複数の同僚を抽出し調査したが、申立人の申立期間における在職及び保険料控除について確認することができなかった。

一方、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、資格取得日が昭和24年5月26日として同年7月27日に払い出されていることが確認できるほか、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、健康保険整理番号に欠番は見当たらず、記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、履歴書に記載している昭和32年5月から35年12月までは、C社に勤務していたと申し立てているところ、同僚の陳述により、期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和33年8月1日であり、申立期間②のうち、32年5月ごろから33年8月1日までは、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に当たる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和33年8月1日から36年1月15日までは、申立事業所とは異なるD社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、上記のD社は、商業登記簿の記録及び事業主の回答内容から判断すると、申立期間当時、申立人主張のC社と関連のある会社ではなかったことがうかがわれるほか、C社は昭和37年10月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主の所在も不明であり、抽出調査した同僚からも申立人の保険料控除について具体的な陳述を得ることはできなかったため、申立人の申立期間における保険料控除を確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人が申し立てている事業所に係る被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月ごろから33年4月12日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間において、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。
申立期間の被保険者記録が無いことに納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社において申立期間を含め在職していたと申し立てているところ、申立期間の一部と重なる昭和32年5月から33年1月までに同社で厚生年金保険に加入している同僚は、「申立人とは当時、一緒に勤務していた」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、当該期間において勤務していたことが推認される。

しかしながら、ほかの同僚は、「本採用になるまでの期間については、アルバイトとして取り扱われた。また、技能の習熟度に応じて本採用になるまでの期間も異なっていたと思う」旨の陳述をしている。

このことから、A社は、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人のA社に係る記号番号は、昭和33年4月24日に払い出されていることが確認できる。

また、A社は、昭和34年10月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主及び役員等の所在も不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健

康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。なお、回答が得られたすべての同僚8名からは、自身の年金加入記録に誤りは無いとの陳述も得られた。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に申立人に該当する厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間は試用期間であり、当該期間の雇用契約書では各種社会保険は付保しないとされていたが、本来なら付保する義務があることを知った。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の雇用契約書から判断して、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、当該雇用契約書において、申立期間は試用期間であり、各種社会保険については付保しない旨記載されている。

また、A社は、申立期間当時、厚生年金保険料等の社会保険料は翌月控除していたとしているところ、同社の賃金台帳を見ると、平成 18 年 4 月及び同年 5 月の給与から、申立期間に係る同年 3 月及び同年 4 月の厚生年金保険料は控除されていない。

さらに、申立人が所持する健康保険被保険者証に記載されている被保険者資格の取得日及び雇用保険の被保険者資格の取得日は、平成 18 年 5 月 1 日で厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年ごろから26年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。A社を退職後、B社に入社するまでの間に、C社(現在は、D社)に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社は、社員であった者は同社が保管する社員名簿及び社会保険台帳に登載されるはずであるが、これらの資料に申立人の名前は無いとしている。

また、申立人は、C社における上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員のうち、連絡先の判明した8人に照会したが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、申立人は、C社での勤務について「各現場を回り、そこで手伝い等をしていた」と陳述しているところ、D社では、「そのような勤務の形態及び内容であれば、申立人は社員ではなく臨時社員であったと思われる。申立期間当時、臨時社員は、厚生年金保険に加入させていなかったと思う」としている。

加えて、元従業員の一人は、「臨時社員は厚生年金保険に加入していなかったと思う。自分は、昭和24年1月に入社したが、同年3月に本雇いになった」としているところ、同人の資格取得日は、昭和24年3月1日である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年冬ごろから 61 年 6 月中旬まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
申立期間は、A社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が保管する社員名簿(労働者名簿)には、申立人が昭和 61 年 5 月 16 日に入社し、同年 6 月に退職したと記録されており、同名簿によれば、申立人の同社での勤務期間は、申立期間のうち、約 1 か月半である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る従業員 16 人に照会し、12 人から回答を得たが、そのうち 9 人は申立人を記憶しておらず、残りの 3 人も、申立人を記憶しているものの、勤務期間等については覚えていないとしている。

さらに、A社では、「申立期間当時は、3か月の試用期間を経て正社員とするかどうかを判断し、正社員とした場合に社会保険に加入させていた。申立人については、勤務期間が1か月半であったので、社会保険には加入させていない」としているところ、前述の従業員のうち4人は、申立期間当時同社では試用期間が有ったとしており、前述の被保険者名簿を見ると、それら4人が、自身の記憶する入社時期から約1か月から3か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち2人は、試用期間中は厚生年金保険料を控除されていなかったと陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見受けられない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月から 37 年 6 月まで

私は、A市B区のC社に昭和35年1月から37年6月まで、継続して勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険の加入期間として記録されていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一定期間、C社に在職していたことは、申立期間当時の同社の同僚3人が申立人を記憶していることから推定できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は昭和37年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間当時、C社に勤務していた同僚3人は、「C社が適用事業所となる前に給与から厚生年金保険料を控除されることはなかった」と陳述している。

さらに、C社の事業主及び給与計算事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から32年6月1日まで

私は、昭和30年7月ごろにA社に入社した。同時期に入社した同僚も数名おり、私の入社年月日は提出した写真からも証明できる。

同期入社、同職種の同僚との厚生年金保険の加入期間に開きがあり納得できない。

当時の保険料納付を示す資料は残っていないが、保険料は給与から控除されていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和30年7月にA社に入社し、同年7月から事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記録のある被保険者のうち、昭和30年1月に同社で資格を取得している同僚及び申立人と同じく同年7月に資格を取得している同僚に照会したところ、申立人の入社時期について不明と回答しており、申立人の入社時期を特定できない。

また、複数の同僚が、給与が出来高払制により支給される給与体系であったこと、及び給与の手取額の関係上、希望者に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことを陳述している。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、2代目の事業主に申立人の申立期間に係る勤務状況及び保険料控除について文書照会を行うも回答を得ることができないことから、これらの者からA社における申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は

無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月 16 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 2 月 16 日から 49 年 1 月 31 日まで A 社に在籍していたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。納得できないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社から提出された申立人に係る退職証明書から判断すると、申立人が昭和 45 年 2 月 16 日付けで同社に入社し、申立期間中も同社 B 支社で継続して勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社 B 支社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 45 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、社会保険庁（当時）の記録と一致している。

また、A 社人事部は、「申立期間当時の取扱いにより、入社日から 5 か月ないし 6 か月目から社会保険に加入させていた」旨陳述しており、申立人は、申立期間については、同社の社内制度により厚生年金保険被保険者資格の取得の届出を行われなかったものと考えられる。

このことは、A 社 B 支社に係る厚生年金保険被保険者名簿上、申立人と同じ昭和 45 年 6 月 1 日付けで資格を取得していることが確認できる複数の同僚が、実際の入社月は同年 2 月であったと陳述していることと符合する。

申立期間②について、A 社から提出された申立人に係る退職証明書から判断すると、申立人の退職日が昭和 49 年 1 月 31 日であり、申立期間中も同社 C 支社で継続して勤務していたことが推定できる。

しかし、A社C支社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和48年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、社会保険庁の記録と一致している。

また、A社人事部は、「当社社員の待遇について、勤務状況又は営業成績が一定基準に満たない場合には、社会保険への加入が認められない「D職」となる」旨陳述しており、申立人は、同社の社内制度により厚生年金保険の加入が認められない「D職」となった可能性が高いものと考えられる。

このことは、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿上、申立人が昭和48年10月1日（定時決定時）付けで標準報酬月額を7万6,000円から2万4,000円に大幅減額された記録が後日訂正され、同日付けで資格を喪失していること、及び同被保険者名簿上、申立人と同日付けで資格を喪失している同僚も、同様の記録となっていることから、当時両者が営業成績不振に伴い給与支給額を大幅に減額されたことが推定できることと符合する。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 21 日まで
② 昭和 41 年 11 月 22 日から 43 年 8 月 21 日まで

厚生年金保険加入期間について、A 社会保険事務所(当時)に照会申出書を提出したところ、B 社 C 事業所の昭和 33 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 21 日までの期間及び D 社の 41 年 11 月 22 日から 43 年 8 月 21 日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

昭和 44 年 8 月 21 日に E 銀行 F 支店に 2 万 5,200 円振込済みとのことであるが、銀行の場所も分からないし、自分名義の通帳は無かったと思うので、通帳名と番号は分からないものなのか。

D 社は昭和 43 年 8 月出産のため退職したが、なぜ、脱退が 1 年も後なのか。また、D 社だけならあきらめも付くが、B 社 C 事業所も一緒ということなので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁(当時)の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 1 年後の昭和 44 年 8 月 21 日に支給決定されているが、脱退手当金裁定請求書は、同年 6 月 19 日に A 社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、脱退手当金裁定請求書を見ると、記載内容に疑義が認められないことのほか、申立人の脱退手当金は、当時の自宅住所地の最寄りの E 銀行 F 支店への送金扱いとなっていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味す

る「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年5月15日から21年7月1日まで
② 昭和25年8月1日から同年12月1日まで

私は、昭和19年5月15日から25年11月30日まで、A社に継続して勤務していたが、申立期間①及び②において厚生年金保険の加入記録が無い。

A社は、B社（現在は、C社）D工場の敷地内に所在し、同工場が閉鎖された後も、昭和25年12月にE社として業務を開始するまで引き続き営業をしていた。

申立期間①及び②を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録において、申立人が勤務していたと主張している同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和21年7月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていない期間に当たる。

一方、申立期間①のうち、昭和20年4月21日から同年11月1日までについては、B社D工場において申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した同僚数人にも同様の記録が確認できることから、同社の事業主は同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間は、関連会社であるB社D工場において従業員を厚生年金保険に加入させる手続を行っていたものと考えられる。

しかしながら、A社は既に適用事業所ではなくなっている上、事業主は不明であることから、B社D工場において厚生年金保険の加入記録が確認できない期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、C社は、「B社D工場は昭和20年に戦後の企業再建の中で閉鎖したが、何月に閉鎖したかは分からない。また、A社については確認できる記録が無いため分からない」と回答している。

さらに、B社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同じ昭和20年4月に被保険者資格を取得している者70人のうち資格喪失日が確認できる者は27人であるところ、このうち申立人と同じ同年11月1日までに被保険者資格を喪失した者は13人、21年3月1日までに被保険者資格を喪失した者は12人であることから、同社は20年の閉鎖に伴い徐々に従業員の被保険者資格を喪失させていったものと考えられる。

申立期間②について、申立人はA社が閉鎖後、従業員25人ぐらいの人達とE社F部門として業務を開始したと陳述しているところ、G市所在のH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和25年8月15日となっており、同日付けで申立人を含むA社での同僚十数人のH社における資格の取得の記録が確認できる。

また、H社に係る上記被保険者名簿において、申立人と同様に昭和25年9月28日に資格を喪失している者が6人見られるところ、これらの同僚は既に亡くなっているか所在不明である上、同社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主は不明であることから、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できない期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 9 日から同年 8 月 21 日まで
私は、A社（現在は、B社）に勤務していた兄の紹介で、関連会社のC社（現在は、D社）に短期間勤務した後、A社に勤務しE業務に従事していた。
社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の兄が被保険者資格を取得した昭和 39 年 9 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、「当時の事業主は、C社に勤務した後、独立して個人事業所のA社を開設した。申立期間当時の関連資料等は保存していないが、開設準備の手伝いにE県から来て働いていた若い男性が申立人の兄ではないだろうか。申立人は短期の臨時雇用だと思う」としている。

さらに、D社は、「申立期間当時の人事記録、厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届は保存しているが、申立人の記録は見当たらない」としている。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、オンライン記録によれば、申立人を紹介した兄は申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いところ、同人は既に亡くなっているほか、A社及びC社に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出した被保険者 13 人に照会し、そのうち5人から回答を得たものの、申立人の申立期間当時における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 26 日から 35 年 2 月ごろまで

私は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の昭和 31 年ごろから 35 年 2 月ごろまで、B職として勤務していた。一緒に勤務していた同僚は、厚生年金保険に長く加入しているのに、自分の記録だけ短いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年ごろから 35 年 2 月ごろまでA社に勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 32 年 9 月 1 日から 33 年 2 月 26 日までにおいて申立人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間の当初に当たる昭和 33 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「申立人を知らないが、先輩から申立人が以前に在職していたことを聞いたことがある」旨陳述しているほか、申立期間中の 34 年 3 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している別の同僚も、「10 人未満の小さな職場だったので、申立人が勤務していたら覚えていると思うが、申立人を知らない」と陳述している。

また、申立人が名前を挙げた同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から住所が判明した同僚 4 人にも照会を行ったが、申立人の同社における在職期間を確認することはできなかった。

さらに、A社は、「当社は、C区からD区に店舗を移転した際、E店に関する資料を廃棄処分したため、当時の資料は何も残していないものの、厚生年金保険に加入していない者から保険料を控除することはなく、当社は厚生年金保険の適用事業所となる以前の昭和 30 年ごろから営業していたので、申立人は

入社日と厚生年金保険の資格取得日を混同しているのだと思う」と陳述している。

加えて、上記被保険者名簿を見ると、申立人は昭和33年2月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされているところ、申立人の欄には健康保険被保険者証を返納したことを示す「返」の記載が確認でき、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで

私は、成人式を迎えた後、昭和 30 年 1 月 * 日に父を亡くし、同年 2 月に A 社の事業主から誘いを受けて、同社にアルバイトとして入社した。31 年 6 月には正社員となり給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社の入社時期についての陳述は具体的であり、また、同社の現在の事業主及び当時の同僚も「在籍期間は不明だが、申立人は数年間勤務していた」としていることから、在籍期間は特定できないものの、申立人は昭和 35 年 1 月 1 日以前も同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者資格を取得した昭和 35 年 1 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人と同じ昭和 35 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚に照会したが、適用事業所となる前に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することはできなかった。

さらに、A 社の現在の事業主は、「先代の事業主は既に亡くなっており、関連資料も残っていないため、申立期間当時に関することは不明である。当社は昭和 33 年 11 月 27 日に法人として設立し、設立当初は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったため、適用事業所となる前に給与から厚生年金保険料を控除することはなかったと思う」と陳述している。

加えて、A 社の健康保険被保険者証受領について、申立人は、「若くて健康

だったので、会社から健康保険被保険者証はもらっていなかった」としている。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 50 年 6 月 1 日まで

私は、高校を卒業した昭和 47 年 3 月に A 社に入社し、同社に 3 年余り勤務した後、50 年 5 月末日に退職した。

社会保険事務所（当時）の記録では、昭和 47 年 3 月 13 日に A 社での厚生年金保険被保険者資格を取得し、約 1 年後の 48 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失したことになるが、同年春から夏ごろに同社が移転した記憶があるなど、間違いなく 50 年 5 月末日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間中に同社での厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 7 人に照会したところ、回答が得られた 5 人は、「申立人のことは覚えていない」旨陳述している。

また、申立人は、「申立期間中の昭和 48 年春から夏ごろに A 社の事務所が移転したことを記憶している」旨陳述しているところ、同社での厚生年金保険被保険者資格を申立期間中に取得している上記の 5 人は、事務所の移転のことを記憶していない上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での被保険者資格を 47 年 3 月 1 日に取得し、48 年 3 月 11 日に喪失していることが確認できる同僚は、「私が同社に在籍していた 47 年初夏ごろに事務所が移転した記憶がある」旨陳述しており、申立人の主張とは符合しない。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社での申立人の

被保険者資格の喪失に係る事務処理が昭和48年4月16日に社会保険事務所で
行われたことが確認できる上、申立人の資格喪失時に健康保険証が社会保険事
務所に返納されたことを示す記載が確認できるなど、同名簿の記録に不自然さ
は見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除
されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者
として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい
たことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 36 年 2 月まで

私は、昭和 34 年 3 月ごろ、高等学校時代の先輩に誘われて A 社に入社し、36 年 2 月ごろまで B 職として勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が名前を挙げた複数の同僚の被保険者記録が確認できることから、在籍期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、申立人を A 社で勤務するよう誘ったとされる同僚を含む複数の同僚に照会したものの、申立人の在籍期間、勤務実態及び申立期間の厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得られなかった。

また、A 社は、昭和 36 年 5 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、事業主及び事務担当者は所在不明のため、申立人の在籍時期、勤務実態及び申立期間の厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

さらに、昭和 34 年 2 月ごろに A 社に入社し、申立人と一緒に B 職として勤務していたとされる同僚についても、同社での厚生年金保険被保険者記録が見当たらないことから、申立期間当時の同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

加えて、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠落は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月1日から28年3月3日まで
② 昭和29年5月1日から同年8月1日まで
③ 昭和34年9月21日から35年7月20日まで

社会保険庁（当時）の記録では、私がA社B工場、C社及びD社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」という表示が確認できるとともに、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていた厚生年金保険被保険者期間を支給対象期間とした申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、D社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和35年10月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できないことから、D社を退職後、昭和42年11月まで厚生年金保険への加入歴が

無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 1 日から 30 年 4 月 27 日まで
② 昭和 31 年 2 月ごろから 32 年 1 月ごろまで
③ 昭和 35 年 4 月 21 日から 38 年 2 月 21 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間①及び③)。

また、社会保険事務所の記録では、私がC社に勤務していた昭和31年2月ごろから32年1月ごろまでが厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい(申立期間②)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和38年4月19日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所に回答したことを示す「38. 4. 19 回答済」の表示が確認できる。

また、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていたA社及びB社での申立人の厚生年金保険被保険者期間を支給対象期間とする申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、B社での申立人の厚生年

金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和38年6月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚の一人は、「申立人がC社に勤務していたことを覚えている」旨陳述している上、申立人が記憶する複数の同僚の名前が同名簿で確認できることから、申立人が同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚のうち、同社の元常務を含む所在が確認できた複数の同僚に照会したものの、上記の同僚一人を除き、同社での申立人の在籍状況に関する陳述が得られなかった上、申立人のことを記憶している上記の同僚も、「C社での申立人の在籍期間及び厚生年金保険料の控除の状況は分からない」旨陳述している。

また、申立人は、「当時、厚生年金保険制度のことは知らなかった。C社での給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない」旨陳述している上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は所在不明であり、申立人の在籍期間、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

さらに、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 6 月まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A 県 B 市にあった C 社に昭和 53 年 4 月から 54 年 6 月まで継続して勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社の元上司が昭和 62 年 7 月 20 日付けで作成した在籍証明書を所持しており、元上司が当該証明書を作成したことを認めていることから、申立人が申立期間の一部に同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、C 社の元事業主は、「申立人を覚えていない。当時の資料は残されていないが、社会保険事務の手続は、すべて社会保険労務士に任せていた。正社員であれば健康保険証を交付しており、資格取得手続を漏らすことは絶対になかったと思う」と回答している。

また、C 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間中に同社で勤務していたことが確認できる同僚に文書照会したところ、回答のあった 7 人全員が、「申立人を覚えていない」と陳述しており、申立人も同社における勤務について、「民間会社の場合、3 か月を経過すれば正社員になると考えていた。社会保険の加入等について全く覚えていない」と陳述している。

さらに、公共職業安定所において、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は無く、前職に係る失業等給付が支給されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。